

館山城・城山公園等
指定管理者募集要項
(公募型提案審査方式)

令和元年5月
千葉県館山市

【 目 次 】

1	目的（指定管理者に求める役割）	1
2	管理運営方針	1
3	施設概要	2
4	施設運営状況	3
5	指定管理期間	9
	（1）当初期間	
	（2）期間延長	
6	指定管理業務に関する経費（指定管理料等）	10
	（1）利用料金	
	（2）自主事業収入	
	（3）新規利用料金又は自主事業実施に伴う、施設整備等に対する投資	
	（4）指定管理料	
7	指定管理者と市が行う業務分担等	14
	（1）業務分担	
	（2）リスク分担	
	（3）損害賠償責任	
8	業務運営体制	18
9	応募資格	19
10	公募手続き	20
	（1）スケジュール	
	（2）現場説明会の開催	
	（3）質問受付・回答	
11	応募書類の提出・受付	21
12	指定管理者の選定及び指定	23
13	協定の締結	25
14	関係法規の遵守	25
15	再委託の取扱い	25
16	事業実施状況の評価及び協議	26
17	提出・問合せ先	26

1 目的（指定管理者に求める役割）

これまで、市職員等による直営方式にて管理運営してきた都市公園、博物館施設について、民間事業者の能力を活用し「住民サービスの質の向上」及び「施設利用者の増加に資する新たな取組みを推進することによる地域経済活性化」を目指すとともに、「施設の一体的な管理運営による行財政運営の合理化」を図るため、指定管理者制度を導入するものである。

そのため、指定管理者への裁量を可能な限り付与するとともに、初期の指定管理期間内において管理運営の要求水準を満たした場合は、更なる提案審査等を経て指定管理期間の延長を可能とすることで、民間事業者の設備投資意欲を引き出し積極的な事業展開を期待するものである。

2 管理運営方針

都市公園及び博物館は、市民の憩いの場、レクリエーションや市民活動の推進場所、郷土の歴史文化など地域資源についての学習の場としての役割を担っている。

その中でも城山公園は、戦国武将里見氏が最後に居を構えた城跡を整備した公園であり、桜やつつじなど四季折々の花木と「南総里見八犬伝」に関する資料を展示した館山城（八犬伝博物館）からなり、観光地館山における観光スポットとして、市外からも多くの来訪者を受け入れる重要な施設である。

以上のことから、下記に留意して管理運営を行うことを求める。

- (1) 市民との積極的な連携や協働の実現
- (2) 利用者が安全かつ快適に利用できる施設環境の実現
- (3) 利用者ニーズの的確な把握及びその施設運営への反映
- (4) 来訪者の増加に資する取組みによる地域経済活性化施策の実行

3 施設概要

(1) 都市公園

名 称	所在地	敷地面積	主な構築物	業務内容
城山公園 (国有地 無償貸付)	館山 362 番	101,600 m ²	公衆トイレ③・茶室①・孔雀園①・売店①・四阿⑤・その他遊具施設	全部 (管理運営)
船形公園	船形 1446 番	1,800 m ²	公衆WC①・滑り台①・ジャングルジム①・ブランコ①・鉄棒①	
根岸公園 (国有地 無償貸付)	船形 297 番 68	2,700 m ²	公衆WC①・滑り台①・ブランコ①・鉄棒①	
館山駅 西口公園	北条 2826 番	1,560 m ²	無し	
中村公園	北条 2547 番 1	1,800 m ²	公衆WC①・パーゴラ①・レンガアーチ①・滑り台①・ブランコ①・ジャングルジム①	
宮城公園	宮城 192 番 2	31,200 m ²	無し	
中央公園	北条 1500 番 1	16,800 m ²	公衆WC①・パーゴラ①・ローラースケート場①・野外ステージ①・時計台①・その他遊具施設	

※ 国有地無償貸付：ハード整備及び収益を伴うソフト事業などについて、所轄官庁の許可が必要であり、その提案内容によっては認められない場合があります。(当該公園敷地全面が対象)

※ 構築物の詳細事項は、都市公園業務仕様書に記載のとおり

(2) 博物館

名 称	所在地	延床面積	特記事項	業務内容
館山城 (八犬伝博物館)	館山 362 番地先	493 m ²	昭和 57 年建築 RC造 4 階建	全部 (管理運営)
本館	館山 351 番地の 2	1,958 m ²	昭和 58 年建築 (新耐震基準) RC造地上 2 階地下 1 階建	一部 (受付案内のみ)
分館 (渚の駅たてやま)	館山 1564 番地の 1	3,684 m ²	本館棟 昭和 48 年建築 (耐震診断済 / IS 値 0.75) RC造地上 3 階建 収蔵庫棟 平成 9 年建築 (新耐震基準)	一部 (受付案内のみ)

4 施設運営状況

(1) 都市公園

① 開放日・利用状況等

名称	開放日	管理職員 常駐時間	利用者数	主な利用状況
城山公園	年中無休	有り(365日) 8:30~17:15	年間約18万人	観光客(花見・博物館) 市民の憩いの場
船形公園	24時間 利用可能	無し	20人程度/日	子連れ親子・地域の憩いの場
根岸公園			50人程度/日	子連れ親子・地域の憩いの場
館山駅西口公園			100人程度/日	学生・駅利用者の待合等
中村公園			20人程度/日	休憩・トイレ利用等
宮城公園			公園来訪無し	指定管理以外の施設利用 (赤山地下壕・50mプール・ 豊津ホール)
中央公園			300人程度/日	子連れ親子・高齢者活動・幼 保行事・花見客等

② 管理運営経費 (原則:平成27~29年度の3カ年平均) 単位(千円)

歳入合計(A)	3,675	(注) H29料金改定あり H29~30平均額
使用料(公園・茶室)	860	公園分432千円 里見茶屋 386千円 茶室分42千円
駐車場料金	1,160	バスのみ1台2千円/日
財産貸付収入	1,572	自動販売機設置分
その他	83	梅の実販売収入

※ 里見茶屋は、令和3年3月31日で契約満了。その後のテナント募集は、原則公募とするものとし、その要件等については、市と協議するものとする。

歳出合計 (B)	65,583	(注) 消費税込
人件費 (正規職員)	18,170	現場主任 1 名 公園係職員 2 名の業務従事割分 ※ 社会 (共済) 保険料含む
人件費 (非常勤職員) ※ 公園管理業務	25,392	● 9 名 (15 名程度雇用) × 365 日 × 7.75 h × 1,004 円 = 25,560 千円 ≒ 3 カ年平均 (25,392 千円)
人件費 (非常勤職員) ※ シャトルカー運転手	1,740	● 2 名 × 124 日 (土日祝) × 6 h × 1,169 円 = 1,740 千円 ※ 9:00~16:00 <1 h 休憩>
人件費 (非常勤職員) ※ 社会保険料	5,078	● 非常勤職員賃金 × 20% (3 カ年平均)
業務委託費 ※ 駐車場料金徴収	1,151	● 1 名 × 157 日 (3/15~5/15: 毎日 5/16~3/14 土日祝) × 7.5 h × 977 円 = 1,151 千円
業務委託費 ※ 駐車場誘導	948	● 70 人工 × 約 15,000 円 / 日 = 1,050 千円 ≒ 948 千円 (3 カ年平均) ※ 9:00~17:00 <1 h 休憩> ※ 勤務日 桜時期 14 日 × 3 名 ツツジ [※] 時期 14 日 × 2 名
消耗品類	1,487	● WC ペーパー・工具類購入費・作業員衣服費・孔雀園 飼料代など
光熱水費類	3,674	● 電気代 (※参考 1)・水道代 (城山・船形・根岸・西口・中村・中央) ● し尿収集費 (船形) ● 下水道費 (西口・中村・中央) ● 電信料 (城山: 緑化事務所・茶室) ● その他 (燃料費等)
施設管理費	6,261	● WC 管理費 (清掃・浄化槽管理委託) ● 樹木管理委託費 ● 警備委託費 (城山公園: 茶室のみ) ● その他 (害虫駆除・遊具検査等)
修繕費	1,682	● 1 件 30 万円未満修繕費 (施設電気類・車両関連・碎石購入等)
差引 (B - A)	61,908	

※ 自動販売機の設置契約は、令和 2 年 3 月 31 日にて契約満了となるが、契約満了までの貸付料収入は市に帰属する (城山公園 4 台分)。その後は、必要に応じて指定管理者が自主事業として実施・契約が出来ることとする。

※ 施設管理費に係る浄化槽・受水槽・電気工作物の点検等にかかる委託費は、令和元年度分に限られ、市が全額負担する。

(※ 参考 1) 電力契約の状況

名称	分類	電力種別	契約先	契約期間
城山公園	館山城	業務用電力 (P P S)	東京電力エナジーパートナー(株)	H31.4月～R4.3月
	緑化事務所	従量電灯 B 低圧動力 (P P S)	ミツウロコグリーンエネルギー(株)	H30.4月～R2.4月
	園路灯	通常契約	東京電力エナジーパートナー(株)	
船形公園		通常契約	東京電力エナジーパートナー(株)	
根岸公園		従量電灯 B (P P S)	ミツウロコグリーンエネルギー(株)	H30.4月～R2.4月
館山駅西口公園		通常契約	東京電力エナジーパートナー(株)	
中村公園		従量電灯 B (P P S)	ミツウロコグリーンエネルギー(株)	H30.4月～R2.4月
中央公園		従量電灯 B (P P S)	ミツウロコグリーンエネルギー(株)	H30.4月～R2.4月
宮城公園		電力無し	—	—

※ 各施設の電力契約については、他の公共施設と一括して PPS 事業者と契約中のため、指定管理者決定後に、契約方法の変更等について協議する。

③ 使用料の基準 (館山市都市公園条例)

公園名	区分	供用日・時間	単位	金額
城山公園	茶室	12月26日～1月4日以外 (9:00～16:30)	1時間	840円 (注1)
	駐車場	●土曜・日曜・祝日 ●3月15日～5月15日 (9:00～16:30)	大型・マイクロバス 1日1台につき	2,000円
都市公園	行商・出店その他これらに類する行為		1㎡1日につき	118円
	業としての写真撮影		1人1日につき	847円
	業としての映画撮影		1日1件につき	17,280円
	競技会、展示会その他これらに類する催し		1㎡1日につき	16円
	公園施設を設置する場合		1㎡1月につき	145円
	公園施設を管理する場合			市長が別に認定する額

(注1) 本市の住民以外の者が使用する場合は、5割増しとする

④ 使用料の減免基準 (館山市都市公園条例)

条 件	特記事項
使用の許可を受けた者の責に帰することのできない理由によって当該許可に係る行為又は使用をすることができなくなった場合	
国または地方公共団体が公用若しくは公共のように供するとき	
災害による被災者の一時的な用に供するとき	
学校教育機関が教育上の目的で使用するとき	
前各号に定めるもののほか、公益上特別の事情があると認められるとき	(例) 撮影業務が市のPRに資すると判断した場合、市民団体等が実施する催事にて公益性が強いと判断するもの

※ 減免率は、100%とする。

(2) 博物館

① 開館日・利用状況等

名 称	休館日	管理職員 常駐時間	利用者数 (人/年度)			料 金	
			H 2 7	H 2 8	H 2 9		
館山城 (八犬伝 博物館)	● 毎週月曜日 (祝日の場合は翌日) ● 12月29日～12月31日	8:30～ 17:15	合計	52,319	56,391	49,643	有 料
			市内	1,645	2,880	2,809	
			市外	50,674	53,511	46,834	
本 館	● 毎週月曜日 (祝日の場合は翌日) ● 12月29日～1月3日	開館時間 9:00～ 16:45	合計	11,246	9,418	9,643	有 料
			市内	3,924	3,231	3,648	
			市外	7,322	6,187	5,995	
分 館 (渚の駅 たてやま)	● 毎月の最終月曜日 (祝日の場合は翌日) ● 12月31日～1月1日		合計	136,194	170,300	167,229	無 料

※ 渚の駅たてやまの市内・市外人数は未把握

※ 館山市立博物館管理規則では、休館日は、毎週月曜(祝日の場合は翌日)及び12月29日から1月3日としているが、近年における実態として、館山城は1月1日から1月3日は開館とし、渚の駅たてやまは毎月最終月曜以外及び12月29日から12月30日、1月2日から1月3日は開館しているため、指定管理業務においても開館することとする。

※ ゴールデンウィークなど、連続する長期休日期間が発生するときは、市の指示により休館日を除外する場合がある。

② 管理運営経費 （原則：平成 27～29 年度の 3 カ年平均）

単位（千円）

歳入合計（A）		19,594	
観覧料	館山城 本館	16,850	H29 料金改定あり H29～30 平均額
出版物等売却代	館山城 本館	1,420	
自動販売機貸付収入	本館	100	貸付料及び電気代使用料
自動販売機貸付収入	渚の駅	1,224	貸付料及び電気代使用料

歳出合計（B）		26,338	（注）消費税込
人件費（正規職員）	館山城	4,850	博物館職員 5 名の業務従事割分 ※ 社会（共済）保険料含む
業務委託費 ※ 受付案内業務	館山城 本館	13,015	【通常】 3 名×310 日×7.75 h 【繁忙期】 2 名× 30 日×7.75 h ※ 業者見積額（H31 分）
業務委託費 ※ 受付案内業務	渚の駅	6,500	【土日祝】 2 名×122 日×7.75 h 【平日】 1 名×229 日×7.75 h ※ 業者見積額（H31 分）
消耗品類	館山城	734	●WC ペーパー・電球類・印刷費（パンフ・入場券）など
光熱水費類	館山城	126	●水道・電信・車両燃料費 ※ 電気代は、城山公園 P P S にて積算
施設管理費	館山城	702	●清掃費・警備費・防災設備・電気工作物・特殊建築物定期調査など
機械類借上料	館山城	111	●フロアマット・車両修繕等
修繕費	館山城	300	●1 件 30 万円（税込）以下修繕費 （施設電気類等）
差引（B－A）		6,744	

※ 自動販売機の設置契約は、令和 2 年 3 月 31 日にて契約満了となるが、契約満了までの貸付料収入は市に帰属します。その後は、必要に応じて指定管理者が自主事業として実施・契約が出来ることとします。

※ 館山城の施設管理費に係る浄化槽・電気工作物・消防設備の点検等にかかる委託費は、令和元年度分に限り、市が全額負担する。

※ 館山城における特殊建築物定期調査報告に係る費用は、令和元年度分に限り、市が全額負担する。

※ 館山城の火災保険料は、指定管理契約期間中、市負担とする。

③ 観覧料 (館山市立博物館設置条例)

区 分		通 常		特別展開催期間中	
		個人	団体	個人	団体
市 内	小学生・中学生・高校生	100円	80円	150円	100円
	一般	200円	150円	250円	200円
市 外	小学生・中学生・高校生	200円	150円	300円	250円
	一般	400円	300円	500円	400円

※ 本館・館山城共通券 ※ 団体は20人以上の場合とする

④ 使用料の減免基準 (館山市立博物館管理規則)

条 件	特記事項
市内に住所を有する65歳以上の者	
身体障害者福祉法で定める身体障害者及びその介護者	
知的障害者福祉法にいう知的障害者及びその介護者	
精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律で定める精神障害者及びその介護者	
市内に所在する老人ホーム、福祉作業所その他の福祉施設の入所者及びその施設の職員が、当該施設の行事として観覧するとき	
市内の保育園、幼稚園、こども園、小学校、中学校及び高等学校の園児、児童及び生徒並びにその引率者及び保護者が、当該学校等の行事として観覧するとき	
前各号に定めるもののほか教育委員会が公益上必要と認めるとき	(例) ●市内学校施設行事、市内社会福祉施設行事の下見 ●団体添乗員、運転手、ツアーコンダクター ●館山市内NPO法人のガイド

※ 減免率は100%とする。

※ 撮影・取材、視察研修の入館者は、有料としている。

5 指定管理期間

(1) 当初期間 令和元年12月1日から令和6年11月30日（5年間）

(2) 期間延長

指定管理者の投資意欲又は改善努力を最大限引き出すため、以下の条件を満たす場合は、指定管理期間を5年間延長する。

① 延長期間 令和6年12月1日から令和11年11月30日

② 延長条件 以下（ア～エ）を全て満たした場合

ア 当初公募時点における以下の要求水準を満たす場合

評価項目	対象施設	評価指標（要求水準数値）
利用者数	城山公園	有料バス車両数が平成30年度594台に対し、令和2～5年度平均612台（3%増）以上
	館山城	館山城からの入館者数（有料・無料合計値※注1）が、平成30年度42,913人に対し、令和2～5年度平均44,201人（3%増）以上
満足度調査	都市公園	A～D満足度を4段階指標（満足・やや満足・やや不満・不満）にて毎年1回調査・集計し「満足・やや満足」と回答した利用者割合が5年平均70%以上 ●満足度【 A快適性 B安全性 C清潔感 D作業員対応 】 ●調査母数 集計対象者100名以上とする ●調査場所 集計対象者の75%城山公園・25%他公園とする
	館山城	A～D満足度を4段階指標（満足・やや満足・やや不満・不満）にて毎年1回調査・集計し「満足・やや満足」と回答した利用者割合が5年平均70%以上 ●満足度【 A快適性 B展示等 C利用料金 D従業員対応 】 ●調査母数 有料入館者100名以上とする ●調査場所 館山城（本館・渚の駅での実施不可）

※（注1）館山城にて入館券を購入又は減免した人数とする（基準となる平成30年度人数は、本館にて入館券を購入した人を除いているため）

※ 満足度調査の実施方法・実施日等の詳細は、事前に市と協議のうえ行うこと。

※ 利用者数の要求水準数値は、災害等による臨時休館など特殊要因がある場合は、協議の上、変更することが出来る。

イ 指定管理者からの提案を踏まえ、市と指定管理者にて定めた基本協定及び年度協定による業務内容に基づく要求水準を達成した場合

ウ 延長期間（令和6年12月～令和11年11月）における新たな事業計画が、市の定める指定管理者選定委員会にて承認された場合

【重要】新たな事業計画は、当初指定した指定管理者（1社）のみ提案受付する

エ 市議会にて指定管理者の指定議決を得た場合（令和6年中）

6 指定管理業務に関する経費（指定管理料等）

本件においては「利用料金制」を導入する。よって指定管理者は、以下に掲げる収入により施設を管理運営すること。

（１）利用料金

P 3（都市公園／供用日・時間）・P 6（博物館／開館日・開館時間）に記載の範囲内においては、「館山市都市公園条例（P5）」及び「館山市立博物館設置条例（P8）」に基づく使用料の範囲内で設定すること。

※ 条例等に定める減免規定（P5、P8）に関しては利用料金においても同等の効力を有するものとし、利用料金の減免を行うこと。

※ 減免した利用料金は、指定管理料の積算根拠に含めており、市からの補填は行わない。

（２）自主事業収入

指定管理者自らが企画・実施する自主事業における内容・料金は、施設の設定目的が損なわれない範囲で指定管理者が事業計画の中で定め、市の承認に基づき設定することができる。

※ 自主事業実施に要する経費は、指定管理者の負担とする。

※ 市は、年度協定締結時に承認した事業計画書に基づき、行政財産の使用を許可し、その使用料は免除するものとする。

（自主事業実施による収入見込額が指定管理料に反映されるため、実質的に相殺されているものである）

※ 自主事業に係る利用料金は、減免規定対象外とする。

【 参考例 】

○ 条例に定める日時以外の開館（館山城の夜間利用など）

○ 民間ノウハウを活用した新たな利用料金設定

（ツアーバス利用増を目的とした予約サービスの提案など）

○ 館山城展示のブラッシュアップ、展示企画提案（自主企画）

○ 市または施設の魅力向上に寄与する教室・イベント、物販・飲食物提供

※ 従前より実施済みの出版物販売（注1）や自動販売機収入を含む

※ 本館受付での物販代金（市が従前作成した図録・商品含む）及び市が他団体と契約した受託販売に係る手数料も指定管理者の収入とする。

○ 広告事業収入（注2）（ネーミングライツ（注3）・屋内広告など）

（※注1）市立博物館の所有物を活用し、新たなミュージアムグッズ等の企画・販売を行う時は、図柄等の使用許可を得ること。

（※注2）市または施設の魅力向上に寄与しない広告は、その必要性について、合理的な理由（施設グレードアップに充てるなど）を求める場合がある。

（※注3）屋外表示・掲出は、千葉県屋外広告物条例を遵守すること

(3) 新規利用料金又は自主事業実施に伴う、施設整備等に対する投資

施設の設置目的が損なわれない範囲で、利用者のサービス向上を図るための施設整備等は、市の承認により指定管理者による投資が可能。

これにより形成された資産の所有権及び指定管理期間満了後の取扱い（譲渡・残存価値による買い取り・原状復旧等）は、投資に関する事業計画が提出された際に事前協議し決定する。

ただし、国有地の無償貸付を受けている公園への施設整備については、所轄官庁の許可が必要であり、その提案内容によっては認められない場合があります。

なお、これらの投資を承認した場合であっても、P9に定める指定管理期間の延長には何ら影響を及ぼさないものとします。

(4) 指定管理料

指定管理料は、施設の管理運営に要する経費から、利用料金（上記1）及び自主事業収入（上記2）の見込額を差引いた額とし、収支計画による提案金額を基に、本市と指定管理者の協議により定める。

① 上限額 340,000千円 消費税及び地方消費税を含む（10%積算）
（令和元年12月1日から令和6年11月30日（5年間））

② 積算内訳（年額）

単位（千円）

収入合計（A）	区分	23,269	
利用料金	都市公園	2,020	公園使用・駐車場料金
利用料金	博物館	16,850	観覧料（館山城・本館分）
自主事業 （自動販売機）	都市公園 博物館	2,896	城山公園4台・渚の駅2台 博物館本館1台
自主事業 （物販売払代）	都市公園 博物館	1,503	都市公園（梅の実） 館山城・本館分（出版物等）

支出合計 (B)	区 分	90,394	
人件費 (正規雇用)	全体管理	15,477	総括責任者1名 施設主任1名・副主任1名
人件費 (非正規雇用)	都市公園	31,751	○公園管理(毎日) 22,721千円 8名×365日×7.75h×1,004円 ○シャトルカー運転(土日祝) 1,655千円 2名×118日×6.00h×1,169円 ○料金徴収(土日祝&3/15~5/15) 991千円 1名×141日×7.00h×1,004円 ※駐車場 ○駐車場整理員(桜・ツツジ時期) 492千円 70人工×7.00h×1,004円 ○通勤費 720千円 月4千円×12月×15名分 ○社会保険料(賃金×20%) 5,172千円
	館山城 本館	9,447	○受付案内(開館日) 7,673千円 通常3名×310日×7.75h×1,000円 繁忙2名追加×30日×7.75h×1,000円 ○通勤費 240千円 月4千円×12月×5名分 ○社会保険料(賃金×20%) 1,534千円
	渚の駅	4,506	○受付案内(開館日) 3,635千円 平日1名×233日×7.75h×1,000円 土日祝2名×118日×7.75h×1,000円 ○通勤費 144千円 月4千円×12月×3名分 ○社会保険料(賃金×20%) 727千円
消耗品類	都市公園 館山城	2,058	WC用品・花木購入・肥料代・照明交換費・印刷費(パンフ・観覧券)
光熱水費	都市公園 館山城	3,519	電気・水道・し尿収集・下水道 電信料・自動車等燃料費
施設管理費	城山公園 館山城	6,091	清掃費、樹木管理、警備費、設備点検費、機械類借上費等
修繕費	城山公園 館山城	1,858	1件30万未満の施設修繕 砕石・生コン費用等
小 計		74,707	
諸 経 費		7,470	小計×10%
消 費 税		8,217	(小計+諸経費)×10%
差引 (B-A)		67,125	(物価変動要因等を考慮し年間68,000千円)

③ 支払

指定管理料は、別途締結する協定に基づき、会計年度毎に指定管理者に支払うものとする。

④ 精算規定

指定管理業務を、市が示した基準どおりに確実に実施するなかで、利用者の増加に伴う利用料金収入や自主事業収入の増加、経費の縮減など、指定管理者の経営努力により生み出された余剰金（利益）については、原則として市への納入等は求めない。

（指定管理料や施設維持補修・投資の提案に反映されることを期待するもの）

但し、所轄官庁が「指定管理者の利益が、市が支払う指定管理料等を上回るものが経常的である」と判断し、国有地貸付契約を有償に切り替えた場合、その貸付料相当額の市への納入及び、締結した協定に基づく事業内容が実施出来なかった場合（自主事業は除く）や協定時に見込まれていない特段の事業の変更が生じた場合など、当初の協定金額どおり支払うことが合理的でない場合については、精算による返還を求めることがある。

また、利用料金等が減少した場合（赤字）でも原則として指定管理料による補填は行わない。

※ 詳細は、リスク分担（P16）参照

⑤ 区分経理

指定管理者は、指定管理業務に係る経費及び収入を、法人等自体の口座とは別に専用口座を設け管理するなど、会計帳簿を明確にすること。

7 指定管理者と市が行う業務分担等

指定管理者と市が行う業務分担及びリスク分担は、以下のとおり。

なお、表中〇万円以下・超と整理されている項目については、第三者から複数徴取する見積書の金額によって、判断するものとする。

具体的な業務内容及び履行方法については、別添「館山市城山公園・館山城等指定管理者業務仕様書」による。

(1) 業務分担

① 都市公園

分類	業務内容		対象施設	業務分担	
				指定管理	市
施設運営	施設案内、利用促進に係る情報発信		北条中央	◎	△(支援)
	要望対応、地域(利用団体)との連携		公園以外	◎	○
	利用料金・減免基準の設定			◎	○ (料金・基準の承認)
	利用受付・料金徴収				
	占用受付・許可・料金徴収(都市公園法)		全施設		◎
	施設運営に関する総務・経理・庶務(消耗品購入)業務			◎	
施設管理	消耗品、光熱水費類、施設清掃、巡回警備、構築物等保守点検、動植物管理、廃棄物処理、各種法定点検等		全施設	◎	
	施設設備等の 修繕・改修・ 更新 (※1)	自主事業の実施に伴うもの		◎	○(承認)
		社会情勢等の変化に対応するため必要なもの(バリアフリー等)			◎
		老朽化・破損等の 機能回復(税込)	1件30万円以下 1件30万円超	◎	◎
	備品の修繕・ 更新・購入 (※2)	自主事業実施に伴うもの		◎	○(承認)
		社会情勢等の変化に対応するため必要なもの(AED等)			◎
		老朽化・破損等の 機能回復(税込)	1件10万円以下 1件10万円超	◎	◎
	災害対応 (※4)	待機連絡体制確保、被害調査、報告、緊急措置		全施設	◎
復旧費用(金額に関わらず)			◎		
新規施策	市民サービス向上に資する施策の企画・実行		全施設	◎	○(調整・承認)
	来訪者増加に資する施策の企画・実行				

② 博物館

対象施設	分類	業務内容		業務分担		
				指定管理	市	
館山城	施設運営	施設案内、利用促進に係る情報発信		◎	△（支援）	
		常設展示及び展示資料の扱い		○	◎	
		展示企画に関する提案（自主企画）		◎	○（承認）	
		要望対応、地域（利用団体）との連携		◎	○	
		利用料金・減免基準の設定		◎	○ （承認）	
		利用受付・料金徴収、物品等の販売業務				
		施設運営に関する総務・経理・庶務（消耗品購入）業務		◎		
	施設管理	消耗品、光熱水費類、施設清掃、巡回警備、構築物等保守点検、廃棄物処理、各種法定点検等		◎		
		施設設備等の 修繕・改修・ 更新 （※1）	自主事業の実施に伴うもの	◎	○（承認）	
			社会情勢等の変化に対応するため必要なもの（パリアフリー等）		◎	
			老朽化・破損等の機能回復（税込）	◎		
				1件30万円以下	◎	
				1件30万円超		◎
		備品・遊具の 修繕・更新・ 購入 （※2） （※3）	自主事業実施に伴うもの		◎	○（承認）
			社会情勢等の変化に対応するため必要なもの（AED等）			◎
	老朽化・破損等の機能回復（税込）		◎			
			1件10万円以下	◎		
		1件10万円超		◎		
災害対応 （※4）	待機連絡体制確保、被害調査、報告、緊急措置		◎			
	復旧費用（金額に関わらず）			◎		
新規施策	市民サービス向上に資する施策の企画・実行		◎	○（調整・承認）		
	来訪者増加に資する施策の企画・実行					
本館	受付案内	施設案内、利用料金徴収、観光情報提供		◎		
		物品等の販売業務		◎	○（承認）	
渚の駅	受付案内	施設案内、観光情報提供、レンタサイクル貸出		◎		
		物品等の販売請負業務（売上は市の収入）		◎	○（指示）	

※1 主に固定式のもの（公園遊具・館山城内の展示ケースは除く）であり、別紙1「施設・設備等一覧」に定めるものとする。

※2 主に可動式のもの（1品3万円以下、消耗品に類するものは除く）であり、別紙2「備品等一覧」に定めるものとする。

※3 館山城における展示資料の修復等の費用負担は、指定管理者における管理責任の欠陥の場合を除き、市の負担とする。

※4 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次的責任を有し、施設又は施設利用者に被災があった場合は、迅速かつ適切に対応し、災害の拡大防止に努めるとともに、直ちに市へ報告する義務を負う。

(2) リスク分担

指定管理業務に関するリスク要因に対する責任分担は、以下のとおりとする。

なお、表に定める事項に疑義がある場合又は定めのない事項は、指定管理者と市が協議して決定する。

項目	内容	負担者	
		指定管理	市
法令等の変更	管理運営手法に影響を及ぼす法令等の変更		◎
税制度の変更	管理運営に大幅に影響を及ぼす経費増（消費税等）		◎
	一般的な税制変更での経費増（法人税等）	◎	
政策転換リスク	市の政策変更による事業の変更・中断等に関するもの		◎
物価変動リスク	指定期間中の物価・金利変動による経費増	◎	
	指定期間中の人件費高騰による経費増	◎	○（注1）
利用変動リスク	当初見込みとの乖離による利用者減少に伴う収入減	◎	
	指定管理者の責に帰すべき事由による臨時休館等に伴う収入減	◎	
施設・設備等の損傷、盗難	指定管理者の責に帰すべき事由によるもの（不適切管理）	◎	
	上記以外の場合	○（注2）	◎
第三者への損害	指定管理者の責に帰すべき事由によるもの（不適切管理）	◎	
	上記以外の場合		◎
不可抗力	天災等による施設の復旧にかかる経費		◎
	天災等による施設の利用制限に伴う収入減	協議事項（注3）	
業務水準不適合	協定書等に定めた要求水準に不適合である場合	◎	
指定期間終了時	指定期間満了時の撤収及び引継費	◎	
	指定取消し時の損害費用	◎	
国有地貸付契約の変更（有償化）	指定管理者の余剰金増加を起因とする場合（p13参照）	◎	
	上記以外の場合		◎

（注1）

協定締結日を基準日として、厚生労働省千葉労働局発表の「千葉県最低賃金」が“6%以上変動”し、指定管理者が非正規雇用への支払い単価額を6%以上増加する根拠書類を提示した場合、翌年度以降の指定管理料の見直しについて協議に応じる。

（注2）

経年劣化（老朽化）に伴う修繕費は、上記（1）業務分担における費用負担とする。

※ 施設設備等での機能回復費用 1件30万円以下は指定管理者負担

※ 備品等での機能回復費用 1件10万円以下は指定管理者負担（館山城展示品除く）

（注3）

施設の利用制限（休館）期間が一定期間に渡る場合は、収入の減少見込の負担割合について協議により決定する。

(3) 損害賠償責任

① 指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、その損害を賠償する。

ア 施設の管理運営に関し、指定管理者の責めに帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えたとき。

イ 市が、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者とする指定の取消し又は期間を定めて管理運營業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、市に損害を与えたとき。

ウ 指定管理者の自己都合により指定管理期間満了前に撤退し、市に損害を与えたとき。

② 市は、施設設置者の責任として以下の賠償責任保険に加入し、指定管理者においても、同保険の被保険者となる。

但し、被保険者（指定管理者）の責に帰すべき事由の場合にあって、故意又は重大な過失、法令違反等に起因する場合、施設内にて指定管理者が独自の事業を運営する場合（自主事業）にあっては、同保険の適用外となる。

よって、指定管理者は、市又は第三者からの損害賠償に対応できる適切な賠償資力を確保すること。

ア 賠償責任保険 「全国市長会市民総合賠償補償保険（5型②F型）」

※ 全国市長会が保険契約者となり、加入を希望する市をとりまとめ、一括して損害保険会社 4 社と契約を行う団体契約

保険内容	保険金額（限度額）
市が所有、使用、管理する施設の瑕疵や市の行う業務遂行上の過失に起因する事故について、市に法律上の賠償責任が生じることによって被る損害に対するもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身体賠償 2 億円（1 名につき） ○ 身体賠償 20 億円（1 事故につき） ○ 財物賠償 2 千万円（1 事故につき）
個人情報漏えいしたこと、又はその恐れがあることに起因して、市に法律上の賠償責任が生じることによって被る損害とその対応費用に対するもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 損害賠償 保険期間中 2 億円 ○ 対応費用 1 千万円（1 事故） 3 千万円（年間）

③ 指定管理者は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定の取り消しを受け、又は期間を定めて管理運營業務の全部若しくは一部の停止を命じられた場合において、市に対しその損害を請求することができない。

8 業務運営体制

本業務における目的は、指定管理者制度を導入し「住民サービスの質の向上」・「施設利用者の増加に資する地域経済活性化」・「施設の一体的な管理運営による行財政運営の合理化」を目指すものである。

その目的を達成するための指定管理者の運営体制及び役割は、以下のとおりとする。

種別	職階	人数	役割					
総括責任者	正規雇用	1名 (必須)	<ul style="list-style-type: none"> ●施設内に常勤し、業務全体の総括・責任を持つ ●市は総括責任者に対し業務遂行に関する協議・指示等を行う ●「住民サービスの質の向上」及び「施設利用者の増加に資する地域経済活性化」のための施策の企画・実行 					
施設主任	正規雇用	1名 (必須)	<ul style="list-style-type: none"> ●施設内に常勤し、総括責任者を補佐するとともに、総括責任者不在時の代理者として対応 ●市（各課）職員との個別事項に関する連絡調整、打合せ、業務状況の報告等 ●施設設備の管理運営に関すること 					
施設副主任	正規雇用	1名 (必須)	<ul style="list-style-type: none"> ●施設内に常勤し、施設主任者を補佐するとともに、施設主任者不在時の代理者として対応 ●施設設備の管理運営に関すること 					
従事者	【正規・非正規問わず】 ※以下、目安人員であり指定管理者の裁量による	公園維持管理 (公園全般) 【365日】	8名	●都市公園の維持管理従事者 ※ 常時8名(365日)のため14~15名程度でのローテーション勤務 <8:30~17:15勤務>				
			受付案内 (館山城・本館) 【310日】	3~5名	●受付案内・料金徴収・物販 ※ 通常時3名(城2名・本館1名) ※ 繁忙期5名(城3名・本館2名) <8:30~17:15勤務>			
				受付案内 (渚の駅) 【約351日】	1~2名	●受付案内・物販・貸出し ※ 平日1名 土日祝等2名 <8:30~17:15勤務>		
			平日(博物館全館休館) 8名体制	平日(館山城・本館のみ休館) 9名体制	シャトルカー運転手 (城山公園) 【118日】	2名	●城山公園来訪者へのサービス向上 ※ 土日祝のみ <9:00~16:00勤務>	
					駐車料金徴収 (城山公園) 【141日】	1名	●バス利用料徴収員 ※ 土日祝及び3/15~5/15 <9:00~17:00勤務>	
			平日(通常) 12名体制	土日祝(通常) 16名体制	駐車場整理員 (城山公園) 【28日】	2~3名	●繁忙期の整理員 ※ 桜・ツツジ時期のみ 約70人工 <9:00~17:00勤務>	
土日祝(繁忙) 21名体制								

9 応募資格

(1) 法人又はその他の団体（以下、「団体」という）

次の①～④を満たす団体

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定及び次のいずれにも該当しない団体
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない団体
 - イ 対象工事の入札日前 6 ヶ月以内に手形又は小切手の不渡りを出した団体
 - ウ 会社更生法の適応を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない団体
 - エ 民事再生法の適応を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない団体
- ② 館山市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に定める暴力団排除措置要件に該当しない団体
- ③ 国税、都道府県民税及び市区町村税の滞納がない団体（平成 28～30 年）
- ④ 健康保険、厚生年金保険、雇用保険等の加入義務を遵守している団体

(2) 複数の団体によるグループ（以下、「コンソーシアム」という）

複数の団体がグループを構成して応募することも可能です。

その場合、当該施設の管理運営コンソーシアムを設立し、別冊：様式集「参考資料／コンソーシアムの考え方について」を参照の上、構成団体でコンソーシアム協定を締結してください。

また、次の事項に留意してください。

- ① 応募に関する事務は、コンソーシアム協定で選出された代表団体が行うこと
- ② コンソーシアムには名称を付け、その名称で応募してください
- ③ コンソーシアムの構成団体は、他のグループの構成団体や単独で応募することはできません
- ④ 「9 応募資格（1）①～④」は、すべての構成団体が満たしていること

10 公募手続き

(1) スケジュール

No.	内 容	期 間
1	募集要項等の公表	令和元年5月16日
2	質疑受付期間	5月16日から6月20日
3	現場説明会	5月28日(火) 13:30～
4	質疑回答	随時回答(最終6月24日)
5	応募書類の受付期間	6月26日(水)～7月2日(火)
6	提案審査	7月9日(火)
7	選定結果通知	7月12日(金)
8	基本協定(案)及び年度協定(案)の事前協議	7月～9月
9	指定議案の議決	9月下旬
10	基本協定及び年度協定の締結	10月当初
11	業務開始準備期間	10月～11月下旬
12	管理運営開始	12月1日

※ 提案審査の日程・場所は「11 提出書類(様式2) 団体概要書」に記載されたメールアドレス宛に、別途通知します。(コンソーシアムの場合は代表団体あて)

※ 日程は、市の都合により変更することがある。

(2) 現場説明会の開催

次のとおり対象施設の現場説明会を開催する(任意参加)

- ① 開催日時 令和元年5月28日(火) 午後1時30分から
- ② 集合場所 城山公園(第一駐車場 集合)
- ③ 説明箇所 城山公園・館山城、
(博物館本館、渚の駅たてやま、その他都市公園)
- ④ 参加人数 各団体3名まで
- ⑤ 事前申込 現場説明会参加申込書(様式14)をEメールにて
行革財政課へ提出
- ⑥ 申込締切 令和元年5月24日(金) 午後5時(必着)

(3) 質問受付・回答

本公募に関する質問については、次のとおり受付及び回答を行う。なお、受付期間を過ぎて提出された質問又は受付方法と異なる方法で提出された質問は、受付しない。

① 受付期間

令和元年5月16日から6月20日 午後5時(必着)

② 受付方法

質問書（様式 15）を E メールにて行革財政課へ提出

③ 回答方法

質問内容及び回答は、館山市ホームページで随時公開するとともに、質問者には電子メールで回答を送付する。

11 応募書類の提出・受付

(1) 受付期間 令和元年 6 月 26 日（水）～ 7 月 2 日（火）午後 5 時（必着）

(2) 提出書類一覧

No.	書 類 名	様 式	部 数
1	指定管理者指定申請書	第 1 号様式	1 部
2	団体概要書（基礎的事項）	様式 2	10 部
3	コンソーシアム申請構成書	様式 3	
4	申請日の属する事業年度の前 3 年事業年度における財務状況の分かる書類（決算書等） ※コンソーシアムの場合構成する全法人分	—	
5	申請日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書 ※コンソーシアムの場合構成する全法人分	—	
6	類似施設の管理運営実績	様式 4	
7	指定管理事業計画の概要版（A 4 サイズ 2 枚程度） ※ 下記 No. 8 ～ 21 の要約版	任意様式	
8	サービスの質の向上	様式 5	
9	利用者増加に資する取組みによる地域活性化	様式 6	
10	施設の管理方針	様式 7	
11	危機管理に対する基本方針	様式 8	
12	苦情対応	様式 9	
13	自主事業提案	様式 10-1	
14	自主事業提案（収支計画書）	様式 10-2	
15	人的安定性	様式 11-1	
16	人的安定性（全体組織図・職員配置・指揮命令系統が分かるもの）	任意様式	
17	人的安定性（配置計画）	様式 11-2	
18	収支計画（全体方針）	様式 12-1	
19	収支計画書	様式 12-2	
20	指定管理者の指定申請に関する誓約書	様式 13	

(3) その他の提出書類

館山市入札参加適格者名簿に未登載の団体（コンソーシアム構成員を含む）は、応募書類と合せて、以下の書類を各1部提出すること。

- ① 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ② 印鑑証明書
- ③ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）
- ④ 千葉県内に事業所を有する場合、県税の完納証明書（納税証明書その2）
- ⑤ 市税完納証明（館山市分）
- ⑥ 財務諸表

(4) 書類作成に関する留意事項

- ① 提出書類の用紙サイズは、A4版とし縦横は様式集のとおりとする。
※ 任意様式等によりA3版を使用する場合は、A4版サイズに折り込むこと。
- ② 文字サイズは、原則様式集のとおりとするが、視覚性・視認性に優れると考える場合は、この限りでは無い。
※ イラスト・イメージ図等の挿入可能（カラー印刷可能）

(5) 提出方法

行革財政課まで郵送又は持参すること。

※ 郵送の場合は、必ず書留等とすること（簡易書留可）

(6) その他

- ① 申請に係る経費は、すべて申請団体の負担とする。
- ② 提出された書類は返却しない。
- ③ 提出された書類の内容変更不可
- ④ 次に掲げる場合に該当した場合は、当該申請は失格又は無効とします。
ア 提出された書類に虚偽の記載があったとき
イ 申請団体による業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき
ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき
- ⑤ 提出された申請書類等について、本公募以外の目的では使用しないこと。
- ⑥ 本公募の内容に関する情報公開が求められた場合、「館山市情報公開制度」に基づき処理を行うものとします。
※ 公開により対象事業者に不利益を与えることが明らかなものについては、非公開とする。
- ⑦ 著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は、原則申請団体が負うものとします。
- ⑧ 本市が提示する設計図書等の著作権は本市に帰属し、申請団体の提出する書類の著作権はそれぞれの申請団体に帰属します。
ただし、市は本事業者選定実施に関する報告等のため必要な場合には、提出

書類の全部又は一部を使用できるものとします。

また、本市と契約締結に至った事業者の提出書類については、契約の仕様に盛り込む等の利用が行われ、必要により公表されることがあります。

12 指定管理者の選定及び指定

(1) 選定方法

館山市指定管理者選定委員会において、提出書類・提案に関するプレゼン（30分以内）、質疑応答（15分～30分）により候補者の選定を行う。

※ 出席者は合計3人以内とし、指定管理者となった場合の担当責任者が出席すること

※ 必要な機器等は申請団体にて用意（市用意：プロジェクター・スクリーン）

(2) 日程・場所

令和元年7月9日（火） 館山市役所本館（予定）

(3) 選定基準

評価項目	評価基準	対応様式	配点
1 申請団体に関する項目 (配点 30点)			
運営実績	類似施設の管理運営実績はどうか ※実績が無い場合の評価基準は「どのような体制にて実施するか」による	様式4	15点
財務状況	団体の財務状況は健全か	財務書類	15点
2 提案内容に関する項目 (配点 110点)			
市民サービスの質の向上	利用者の満足度を高める提案が具体的にされているか	様式5	25点
利用者増加による地域活性化	自らのノウハウ等を活用した利用者増加の施策が示されているか	様式6	25点
施設の管理方針	利用者の安全性、現状施設・設備等の管理方針が適切であるか	様式7	20点
危機管理・苦情対応	防犯対策、個人情報、有事の際の体制 要望・苦情等への体制、対応策等	様式8 様式9	10点
自主事業提案	施設特性・地域性等を活かした魅力的な事業内容であり、実現性が高いものか	様式10-1 様式10-2	20点
人的安定性	提案内容を実現できる職員配置計画となっているか	様式11-1 様式11-2	10点
3 提案価格に関する項目 (配点 60点)			
収支計画	提案内容を実現できる収支計画となっているか	様式12-1 様式12-2	20点
指定管理料	(相対評価)	自動計算	40点
合計			200点

① 採点基準（絶対評価）

採 点 基 準	乗 率	25 点 満 点	20 点 満 点	15 点 満 点	10 点 満 点
創意・工夫があり、特に優れた内容	×1.0	25 点	20 点	15 点	10 点
優れた内容である	×0.8	20 点	16 点	12 点	8 点
平均的な内容である	×0.6	15 点	12 点	9 点	6 点
仕様は満たしているが、内容に乏しい	×0.4	10 点	8 点	6 点	4 点
提案が出来ていない	×0.0	0 点	0 点	0 点	0 点

【注意】指定管理料（自動計算項目）を除く評価項目の点数（配点 160 点）について、選定委員全員の平均点が 96 点（平均的な内容）未満の団体は失格とする。

② 指定管理料（相対評価）

最も提案金額が低い団体（a）40 点

他の団体（a の金額 / 当該団体の金額）小数点以下第 2 位四捨五入 × 40 点

※ 参加団体が 1 団体の場合、本項目の評価点は 24 点とする

③ 総合得点

「選定委員の平均点（小数点以下第 2 位四捨五入）＋指定管理料評価点」の得点上位の提案者から順位付けを行い、第一位の者を指定管理者の候補者とする。

④ その他

ア 参加団体が 1 団体であっても指定管理者の候補者を選定する。ただし、上記絶対評価項目（配点 160 点）のうち、選定委員全員の平均点が 96 点以上の場合に限る。

イ 選定結果についての異議申し立ては認めない。

（4）選定結果の通知・公表

選定結果は、「1.1 提出書類（様式 2）団体概要書」に記載されたメールアドレス宛に通知（令和元年 7 月 12 日（金）予定）

※ 選定結果は、館山市ホームページにて公表

（5）指定手続

選定結果後において館山市議会での指定議案の議決を経て、正式に指定管理者として指定することになる。

なお、指定にあたり、指定団体へ文書（指定書 [指令書]）を発送し、その旨を館山市公告式条例の定めるところにより告示する。

13 協定の締結

指定管理者候補の選定後、指定団体と管理運営に関する細目について協議を行い、次の（１）・（２）に掲げる事項を内容とする協定を締結する。

（１）基本協定

５年間の指定期間を通じて適用する以下の事項についての協定

- ① 管理業務の基本的項目（業務内容・管理施設の範囲等）
- ② 指定期間全体の指定管理料に関する事項
- ③ 管理業務に関する責任分担に関する事項
- ④ 事業計画書（収支計画含む）、事業報告書の提出に関する事項
- ⑤ 業務報告に関する事項（定期報告等）
- ⑥ 指定の取り消しに関する事項
- ⑦ 秘密保持、情報公開、個人情報の保護に関する事項
- ⑧ 管理業務の引き継ぎに関する事項
- ⑨ その他

（２）年度協定

年度毎に取り決めるべき次の事項について協定を締結します。

- ① 当該年度の管理業務、事業計画等に関する事項
- ② 当該年度の指定管理料に関する事項
- ③ その他

14 関係法規の遵守

業務を遂行する上で遵守すべき法規は、別冊「業務仕様書」のとおり。

15 再委託の取扱い

（１）全部委託の禁止

指定管理者は、受託業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることは出来ない。

（２）部分委託の取扱い

施設の管理運営を効率的・効果的に行う上で必要と判断される業務は、市の承諾を得て、第三者に委託することが出来る。

（３）協働型の部分委託の促進

業務の部分委託を行う際は、市内事業者への委託を検討すること。

また、施設の特定制利用団体等が施設管理業務に参画する意思がある場合、積極的に当該団体等に対し部分委託すること。

なお、市は市民協働を推進する観点から、協働型の部分委託について、受託者として適格な者を推薦し、受託について協力を求めることがある。

(4) 多様な担い手の育成

指定管理者は、サービスの向上や事業の実施等において、市民、ボランティア及びNPO等の参画機会を積極的に確保すること。

16 事業実施状況の評価及び協議

市は、市民満足度の高い効率的・効果的な施設の管理運営を確保するため「5 指定管理期間（ア）」の達成状況を定期的に評価するとともに、年度終了時には総合的に指定管理業務の評価を行い、その評価結果を公表する。

評価結果が思わしくない場合は、市は改善等必要な指示を行い、指定管理者がこれに従わない場合や事業計画書の内容の履行を怠ったと評価されるときは、指定管理業務の停止や指定の取消しを行う。

また、施設の管理運営上、解決すべき懸案事項がある場合は、その都度、指定管理者と協議する。

(1) 事業報告書、要求水準達成状況等の報告

- ① 年度終了時に、事業報告書及び要求水準の達成状況を提出すること
- ② 施設の月間利用者数等を毎月報告すること
- ③ その他、業務仕様書及び協定により定めた内容を報告すること

(2) その他

- ① 施設において災害、事件、事故等があった場合の報告は、最大限の迅速・正確性を求めるとともに、事件、事故等の検証結果から、その後の危機管理体制の見直し・確立等を含む再発防止策の報告を求める。
- ② 市が必要と判断した時は、指定管理者に管理運営状況や収支状況等に関して報告を求める。
- ③ 市は、定期又は随時に担当職員による現地調査を実施し、指定管理者への指示、協議等を行う。

17 提出・問合せ先

館山市総務部 行革財政課 (市役所本館2階) 担当：栗林
〒294-8601 千葉県館山市北条1145-1 電話 0470-22-3235 (直通)
Mail gyouzai@city.tateyama.chiba.jp ※土・日除く

(別紙1) 施設・設備等一覧

取得価格不明なものは、金額記載なし

分類	場所	名称	数量	延床面積	構造	取得年度	取得価格(円)	特記事項	
城山公園	第一駐車場内	公衆トイレ	1	41.34㎡	RC平屋	S59		男子(小便器5基・和式1基・洋式1基) 女子(和式1基・洋式4基) 多目的(洋式1基) 汚水処理方法(合併浄化槽28人槽) H22一部洋式化、H20オストメイト設置	
	緑化事務所	管理棟(緑化事務所)	1	149.04㎡	木造2階建		14,574,000		
	疎林広場	文化財説明板		1		木造銅板葺	S61		鹿島堀跡
		時計		1			S57		シチズン製三面時計太陽電池式
		ポンプ室		1	9.98㎡	RC造	S62	17,300,000	エハラ多段渦巻ポンプ65MS6M×2台
		受水槽		1			S62	10,277,000	滅菌機交換 336,000円 オーヤラックスミニクロ8
	芝生広場	利田正男歌碑		1			S62	500,000	H9に安房青垣会より寄付
		パーゴラ		1		木製	S59		9.0m×4.5m
		ベンチ		13		木製	S59		
		水飲み場		1			S59		
		モニュメント		1		御影石・チタン	S60	924,000	
		ベンチ		1		御影石	S60		
		四阿		1	9.00㎡	木造	H5		H5.2月 館山ライオンズクラブより寄付
		安全柵		1		擬木製	H10	2,740,000	疎林広場～児童遊園 L=85.75m
		売店(里見茶屋)		1	115.52㎡	木造平屋建	H20	13,335,741	芝生広場
		大型プランター		1			H11	50,000	三角地、安房青垣会より寄付
		館山城跡碑		1					公園入口、城山公園整備事業期成促進協議会より寄贈
		入口看板		1					公園入口
		車止め		1		ステンレス製	H4	721,000	公園入口
		交差点鏡		1			H6	172,000	公園入口
	児童遊園	公衆トイレ		1	9.94㎡	木造	H25	7,276,752	男子(小便器1基) 女子(和式2基) 男女共用(洋式1基) 汚水処理方法(合併浄化槽16人槽)
		木製安全柵		1			S59		L=97.5m
		四阿		1		ザイエンス製	H25	2,688,000	
		ベンチ		1		木製	S59		
		水飲み場		1		擬木製	S59		
		落石防止フェンス		3			H5	3,945,000	フェンスL=2.0m、U字溝L=36m、落石防止L=33m
	孔雀園	転落防止柵、法面整備		1				462,000	
		ひな小屋他		1	49.00㎡		S43		
		倉庫		1	10.44㎡	鉄骨平屋トタン葺	H2	1,287,000	管理棟跡地
		猿舎		2			S45		A棟6.46㎡ B棟3.30㎡
		禽舎(クジャク)		1	132.00㎡	軽鉄造スレート葺	S43		
		倉庫及び詰所		1	16.70㎡	木造垂鉛葺平屋	S52		孔雀禽舎に増築
		物置		1	14.90㎡	木造平屋波板鉄板	S54	6,550,000	孔雀禽舎に増築
		法面防護柵		1			H25	191,940	L=4m、H=1.8m 孔雀園下
	山頂広場	展望台		1	110.85㎡	RC造	S41		
		里見城跡石碑		1			S46		房総里見会代表 法木嗣郎氏より寄付
		擬木製安全柵		1			S58	6,480,000	展望広場 L=210m
		受水槽		1	7.5㎡	FRP製	S61		
		水飲み場		1		鑄御影石製	H4	906,000	
		四阿		1	9.00㎡	木造	H4	6,777,000	
		モニュメント		1		木製常夜灯型	H8	1,123,000	H=2.2×W0.9×0.9
		指導案内板		1			H9	883,050	
大型双眼鏡			1		ニコン20×120	H14	1,080,200	館山ライオンズクラブより寄付	
つつじ園	はらからの碑		1			S39			
	里見節詩碑		1			S57		小高嘉郎詩碑委員会より寄付 天守閣記念碑として許可	
	ベンチ		4		木製	S60			
	安全柵・階段		1		擬木製	S60	7,790,000	千葉県自然公園施設助成事業補助金	
	公衆電話BOX		1		DT-9	S62		万葉の径工事の際、館山市で設置 電話機本体以外は館山市の所有物	
梅園	安全柵		1		擬木製	S61	4,520,000	L=240m	
	野外卓		4			S61			
	四阿		1	9.00㎡	木造	S61	7,450,000		
	ベンチ		23		木製	S61			
日本庭園	水飲み場		1			S61			
	職員詰所		1	9.72㎡		S43			
万葉の径	茶室		1	127.65㎡	木造平屋建	H1	41,078,000	H2.4月竣工 H21待合修繕・便所外壁修繕、H22浄化槽排水管修繕	
	公衆トイレ		1	41.34㎡	RC平屋	S59		男子(小便器5基・洋式1基) 女子(和式5基・洋式2基) 汚水処理方法(合併浄化槽28人槽)	
	ベンチ		12			S62			

分類	場所	名称	数量	延床面積	構造	取得年度	取得価格(円)	特記事項		
つばきの径	つばきの径	四阿	1	9.00㎡	擬木製	S59	3,440,000	L=83.3m		
		擬木製安全柵	1			S59				
	彫刻の径	彫刻の径	水飲み場	1	2,110.00㎡	洗出平板張り	S59	20,250,000	彫刻9個(※)を含む 法面整備(H3/美濃石L=13.5m、擁壁L=3.0m) (H3/美濃石L=81.25m) (※)他に、博物館本館前×2、博物館本館中庭×1	
			指導標	8			H2			809,000
			彫刻の径	1			S58			
	坂起点	坂起点	案内板	1			H2	927,000	三角地	
			禁止行為告知看板				H11	157,500	三角地	
	公園入口	公園入口	看板				H13	126,000	第一駐車場大型バス表示	
	館山神社裏園路	館山神社裏園路	園路灯	2	20.95㎡	水銀灯 CB造	H22	414,834	東電より寄付	
			キュービクル室	1			S63	20,000,000		
			高圧受電施設	1			H6			
			園路手摺	1			H16	777,000		
			園路灯 A-1~11	11						
			園路灯 B-1~16	16						
			園路灯 C-1~16	16						
			園路灯 D-1~14	14						
			園路灯 E-1~6	6						
			園路灯 F-1~9	9						
			その他(園内)	その他(園内)			ベンチ	3		
	金網フェンス	1			H3	1,102,100				
	指導標	2			H4	927,000				
	吸殻入れ	5			H6	429,000				
	プラントストライク	1			H14	160,650				
銘板設備	1									
館山城	1階	職員用事務室 職員用トイレ 1階展示室(展示階) 機械室			1棟	493㎡	RC 4階	S57	188,390,000	
2階	2階展示室(展示階)									
3階	倉庫									
4階	望楼(回廊)									
屋外	建物照射設備	2基	地上据付型	H29	7,344,000					回廊部分は屋外 館山城ライトアップ用LED照明・制御盤 タイマー・カラープログラム機能付き 粉末消火器・非常警報器具・誘導灯誘導標識・防火戸
館内	防災設備	1式					男子(小便器1基)男女共用(和式1基) 汚水処理方法(汲取り)			
船形公園	船形公園	公衆トイレ	1	6.55㎡	ブロック造	S51		男子(小便器1基)男女共用(和式1基) 汚水処理方法(汲取り)		
		水飲み場	1			S51				
		ベンチ	4			S51				
		金網フェンス	1			H3				
		パーゴラ	1			H9			1,501,500	
根岸公園	根岸公園	公衆トイレ	1	14.08㎡	木造	H18	7,455,000	コトブキRX-94050 男子(小便器1基)男女共用(洋式1基)多目的(洋式1基) 汚水処理方法(合併浄化槽14人槽)		
		ベンチ	8			S49				
		水飲み場	1			S49				
		水銀灯	2			S50				
		パーゴラ	1			S50				
		金網フェンス	2			S57				
		背なしベンチ	2			S51				
中村公園	中村公園	公衆トイレ	1	27.42㎡	木造	H12	9,724,050	男子(小便器1基・和式1基)女子(和式1基)多目的(洋式1基) 汚水処理方法(下水道)		
		水飲み場	1			瓦葺葺コンクリート				
		ベンチ	15							
		レンガアーチ	2			北側、南側			H5	
		外周レンガ	1						H5	L=204m
		門柱	1						H5	
		ベンチ	4						H6	824,000
		アーチ下照明灯	2						H7	
		パーゴラ	1			32㎡			H7	
		照明灯(大)	2						H7	
		中央公園	中央公園			公衆トイレ			1	30.43㎡
時計	1			S48						
扇形パーゴラ	1			S47						
公園灯	4				1-イ~ニ					
公園灯	6				2-イ~ハ					
公園灯	8		3-イ							

分類	場所	名称	数量	延床面積	構造	取得年度	取得価格 (円)	特記事項
		彫像	1				2,100,000	田園の風よ(手塚登久夫)
		彫像	1				1,150,000	レモン(峰村哲也)
		彫像	1				500,000	緑の邂逅(竹道久)
		彫像	1					花壇噴水側に設置
		野外ステージ	1	64.00㎡		S47		
		ローラースケート場	1		コンクリート舗装	S47		
		パーゴラ	1	63.84㎡	軽量鋼製	S47		
		ベンチ	29			S47		
		水飲み場	7			S47		
		駐車場看板	2					
宮城公園		赤山地下壕	1			H16		H16.4.1一部公開開始 H17.1.27市指定史跡 ※ 指定管理物件には含まない
館山駅西口公園		ベンチ	10			H21	9,769,200	
		水飲み場	1			H21		
		照明	3			H21		
		吸殻入れ	2			H21		
		公園銘板	1		御影石製	H22	300,300	

(別紙2) 備品・遊具等一覧 ※1品3万円以上

取得価格不明なものは、金額記載なし

分類(大)	分類(小)	場所	名称	数量	取得年度	取得価格(円)	特記事項
維持管理用品 (都市公園)	維持管理機材	緑化事務所	黒板	1	H1	30,385	
			平机	2	H2	41,972	
			応接卓子	1	H2	71,585	
			キャビネット	1	H2	30,591	
			下駄箱	1	H1	39,800	
			はしご	2	S58, H17	101,365	
			コンプレッサー	1	H26	52,920	
			チェンソー	1	H15	68,250	
			芝かり機	3	H8, H15	464,120	
			草刈機	7	H26, H16, H14, H13	496,740	
			三脚	4	H26, H14, H12	192,462	
			ヘッジトリマー	1	H17	48,300	
			電動バリカン	1	H25	32,000	
			噴霧器	1	H12	185,850	
			ドリル(電動を含む)	2	H14	79,800	
			フレアリングツールセット	1	H8	30,900	
			送風機	1	H23	36,000	
			積込用ブリッジ	1	H5	47,895	
			金庫	1	H28	37,800	
			業務用衣装	2	H29	96,000	
		城山公園 茶室「雁月庵」	茶道具	5	H2	493,409	
		城山公園 第一駐車場	灰皿	1	H5	32,000	
		城山公園	記念写真撮影用看板	1	H28	129,600	
公用自動車	1			H29	3,772,190		
特記事項のとおり		屑かご	9	H4	50,000	城山公園(芝生広場・頂上広場)、船形公園、根岸公園、中央公園	
遊具類 (都市公園)	城山公園	児童遊園	木製組合遊具	1	H2	4,583,000	木製1基
			木製組合遊具	1	H11	3,780,000	ザイエンス製アスレチック
			木製組合遊具	1	H13	1,554,000	ザイエンス製ターザンロープ
		芝生広場	すべり台	1	H12	1,785,000	コトブキ製
			スプリング遊具(リス)	1	H21		リス
	船形公園	貝型すべり台	1	S51		鉄筋モルタル塗り	
			砂場	1	S51		16㎡
			ジャングルジム	1	S51		日都産業、5段5枠、20A
			三連低鉄棒	1	H3		日都産業、φ28
	根岸公園	タコの山すべり台	1	H21		ザイエンスPG-A03-306梁φ76.3、H=2.00m	
			三連低鉄棒	1	H5	226,600	日都産業
二連式ブランコ			1	H21		ザイエンスPG-A03-612梁φ89.1、H=2.35m	

分類 (大)	分類 (小)	場 所	名 称	数量	取得年度	取得価格 (円)	特 記 事 項	
	中村公園		二連式ブランコ	1	H11	546,000	日都産業、80A、H=2.6m	
			人研ぎすべり台	1				
			ジャングルジム	1			日都産業、5枠7段、20A	
	中央公園		複合遊具(トドラーズチョイス)	1	H25		三英YS3-0651、4.29m×4.38m×	
			遊具(クリーパー)	1	H24	1,626,450	コトブキCP-01350、4.3m×1.8m×2.1m	
			砂場	1	S47			
			二連式ブランコ	1	S47		日都産業、80A、H=2.45m	
			三連低鉄棒	1	H12	165,900		
			四連式ブランコ	1	H21		ザイエンス梁φ89.1、H=2.35m	
			ロッキング遊具(アシカ)	1	H25		コトブキCP-02406	
	ロッキング遊具(カエル)	1	H25		コトブキCP-02406			
	館山城 (博物館)	展示用	1階展示階	モニターテレビ	1			
				DVDプレイヤー	1	H29	9,000	「新八犬伝」ビデオ放映
		2階展示階	ガラス展示用ケース(大)	4				
			アクリル展示用ケース(小)	1				
案内		1階入口	案内掲示板	1	H29	129,000	金属枠開閉式	
			傘たて	1	H2	72,512		
防災			消火器	5	H29	21,000	粉末ABC10型30Kg 1階2本 2階~4階 各1本	
放送		1階事務室	放送設備	1式	H27	224,000	館内放送用	
空調		1階事務室	室内エアコン	1	H28	127,000		
		1、2階展示階	除湿機	5				
			温湿度計	2				
事務機器		1階事務室	パソコン	1台			インターネット接続可能	
			FAX	1				
	電話		1					
	机		2					
		ロッカー	1					
清掃	1階事務室内	モップ	3	H30		室内清掃用 レンタル 2,268円/月		
	1階入口	フロアマット	1	H30		来客用 レンタル 3,167円/月		